

令和2年7月豪雨



熊本県

©2010 熊本県くまモン

# 被災された方は

# 病院等の窓口負担なしで受診できます

- **災害救助法の適用市町村**にお住まいで、**下記の対象保険者に加入**されており、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

**(令和2年10月末まで)**

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

国民健康保険・介護保険(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町)

熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合

熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外の保険者(各健康保険組合等)についても免除される場合があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。)

- ※ 窓口での申告内容は、後日、保険者から確認が行われることがあります。
- ※ 県外の医療機関等でも同じように受診できます。
- ※ 入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者の取り扱いは、各保険者にお問い合わせください。

- **保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この取扱いにご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせください。  
通信不調などで保険者につながらない場合は、下記にお問い合わせください。
- |          |                 |              |
|----------|-----------------|--------------|
| (国民健康保険) | 県庁国保・高齢者医療課     | 096-333-2221 |
| (介護保険)   | 県庁認知症対策・地域ケア推進課 | 096-333-2218 |